

環林第 1027-2 号  
漁港第 79 号  
農保第 188-2 号  
監第 2055-2 号  
令和7年6月26日

各団体等の長 殿

鹿児島県環境林務部環境林務課長  
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課長  
鹿児島県農政部農地保全課長  
鹿児島県土木部監理課技術管理室長

工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の  
運用について（依頼）

本県公共四部（環境林務部，商工労働水産部，農政部，土木部）において運用している工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）については，下記のとおりですので，関係者への周知をお願いします。

#### 記

運用マニュアル（暫定版）の「1 適用対象工事（2）」について，「発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は，賃金水準の変更がなされた時とする」としているが，これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを確認することを規定しているものであり，工事請負契約書第 26 条第 6 項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には，賃金水準の変更が生じていなくても，物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者負担である残工事費の 1%を超えた場合，インフレスライドを請求することを排除しない。

なお，令和7年6月26日以降に請求のあった工事に適用する。

（問合せ先）

環境林務部 環境林務課： 技術管理係（内線 3335）  
商工労働水産部 漁港漁場課： 建設係（内線 3456）  
農政部 農地保全課： 技術管理係（内線 3242）  
土木部 監理課 技術管理室： 積算管理係（内線 3518）